

選挙人名簿の申請をお忘れなく!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で
年間60日以上耕作に従事している人。

* 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していないければ選挙人の資格はありません。

* 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。
(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格はありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人へは、12月上旬から各地区的農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会で2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

農業委員会の紹介

新居浜市農業委員会では、毎月5日(祝祭日等で変更する場合もある)に農地部会・農政部会を開催しています。

農地部会では、農地の貸し借り・売買及び転用の許可などについて、適正かつ公正に審査しています。

農政部会では、様々な農政問題について協議・検討しています。

傍聴することもできます。



* 先進地視察研修会
研修先 兵庫県佐用郡佐用町・三田市
平成十八年七月十一日～十二日の二日間、新居浜市農業委員会が兵庫県佐用郡佐用町のヒマワリ畑の取り組み及び東洋久地区農事組合法人の集落営農の状況についてと三田市のJA兵庫六甲の農協市場館「バスカルさんだ」について視察研修しました。

委員報告



見渡す限りの広大な農地に咲いたひまわりは見事でした

● 佐用町の南光地区は、平成二年、ほ場整備事業の夏施工の遊休耕地対策として町とJAが支援して四ヘクタールのひまわりの栽培に取り組んだのが始まりであり、現在では七地区三十一ヘクタールで一五〇万本が栽培されている。ひまわりの栽培と同時に花の満開時にあわせて「ひまわり祭り」を開催し、ひまわりの種子から「ひまわり油」をはじめとする特産品の開発・研究がなされはじめた。行政関係者がなされなどしてが「やる気」を持ち、失敗を恐れず、目的意識を強く持つ、其に力をあわせ前述すべきでしよう。新居浜市でも、少しずつ栽培面積を増やすなど、一步一步進んでいかねばよい。

● 東洋久地区農事組合法人の成功の要因は、県の積極的指導、ほ

● 今後新居浜の産直がうまくいくかどうかは、四季菜広場が憩いの場となるので工夫、豊富で様々な野菜品目が長時間あるよう努めできるかで決まる。会員増、作付けの計画性、調整が今後はどうして必要なことである。



私たちが家族経営協定を結びました



松本 拝太郎さん・勝美さん
●高耐久ビニールハウスを設置しカーネーション、キク等花を栽培している。その他、トマト、キュウリ等の野菜及び水稻を作る主要農家。



三船 正良さん・典子さん
●麦穀を一貫生産する主要農家。平成18年の災害で大きな被害を受けたが、家族の努力で生産体制が整った。



仙波 行利さん・八重子さん
●内田牛を生産する主要農家。現在、育成が中心であるが、繁殖と牛を導入し、一貫生産に取り組んでいる。



小野 郁雄さん・房子さん
●ミニトマトと水稻を栽培する主要農家。奥さんは四季菜広場（庭園施設）で加工品を広く手がけている。



三浦 康司さん・和代さん
●施設イチゴと水稻を栽培する主要農家。イチゴの品種更新を中心とした積極的な農業経営。パソコンを利用した複式簿記記帳も実施している。

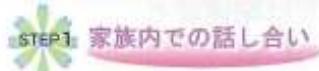


村上 秀樹さん・泰子さん
●水稻を栽培する主要農家。今後、積極的に農業経営を展開し、再度認定農業者を目指す。(過去の認定期間H8~H12)また奥さんは中核農家女性組織（JJC）の会長を務めている。

新しい暮らしと働きやすい条件作り… 家族経営協定

家族経営協定とは… 家族全員がそれぞれの意思を尊重し、「経営や暮らしの目標」について話し合い、家族全員で取り決めていくことです。若者や女性にとって家族経営であっても個人の立場や役割を明確にし、家計と経営の分離を図るなど「なあなあ」や「どんぶり勘定」から脱却でき近代的な経営管理に取り組むことが大切です。

* 協定を結ぶまでの流れ *



家族の就業・生活をめぐる課題や農業経営の計画を明らかにする。



問題点・課題の解決や目標の樹立のために、どのような取り決めが必要かを考える。



第3者の立会人のもとで協定を結ぶ。

内容を整理

◆ 内容例 ◆

- 農業面での役割分担
- 労働報酬（給料、ボーナス収入分配）
- 労働時間（一日あたりの始業、就業時間、休憩）
- 休日（農繁期、通常、特別休暇）
- 住まい方（後継者夫婦との同居、別居）
- 生活面の役割分担（家事分担、親戚とのつきあい方）
- 将来の営農計画（経営の目標、資金計画、所得目標、経営規模）
- 生活設計（生活の目標、教育計画、老後計画、住宅計画）
- 農業経営移譲（時期、方法）
- 家計移譲（時期、方法）
- 相続
- 親の老後（介護、生活保障など）

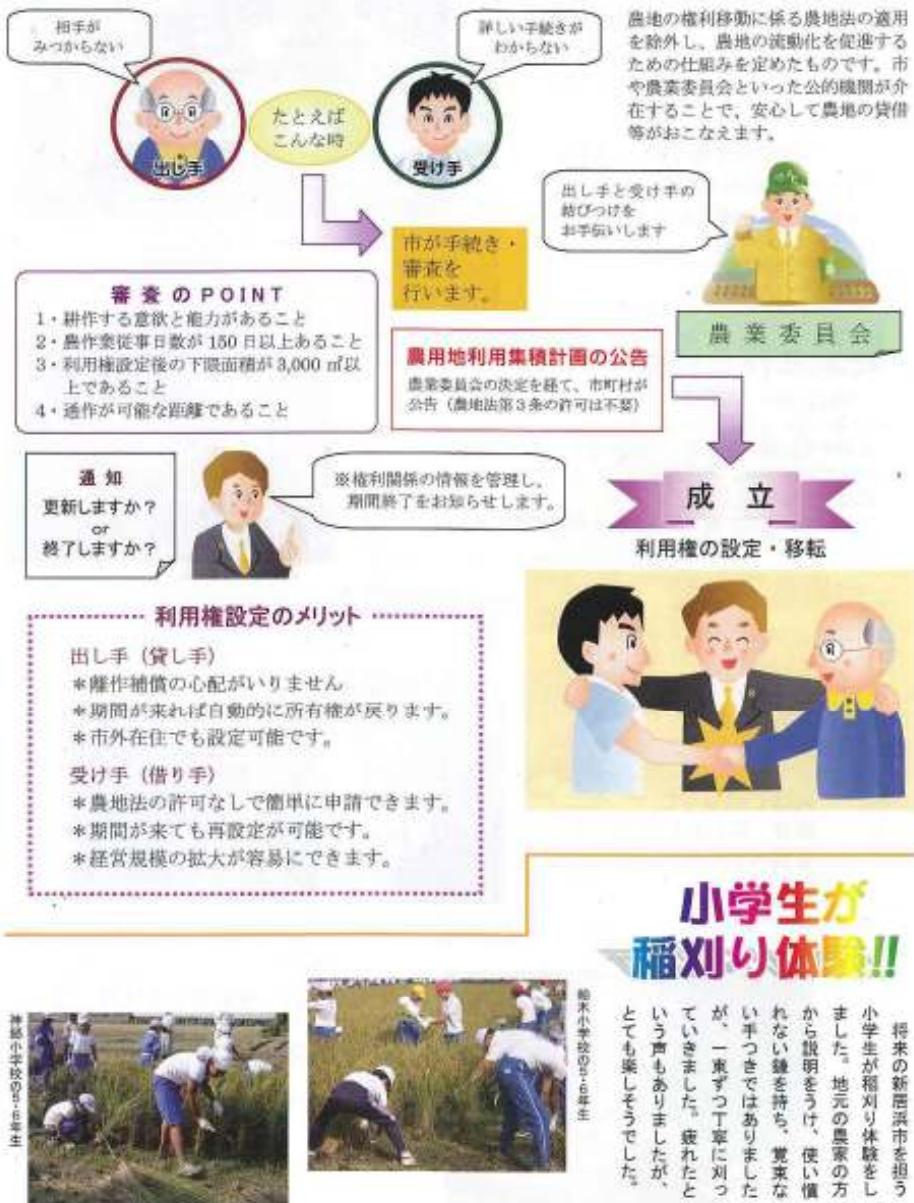


平成十八年二月二十八日、新居浜市役所三階応接会議室にて、新居浜市家族経営協定調印式が行われました。調印式には六家庭が出席し、新居浜市長・新居浜市農業委員会会員・西条地方局農政課各代表理事組合長の立会いのもと調印しました。

新居浜市家族経営協定調印式

安心できる農地の貸し借りを進めよう

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画



農業者年金に加入しましょう！

農業に従事する方ならどなたでもご加入いただけます。

⁺少子高齢化時代に強い年金です

自分の年金原資を自分で積み立てる、積み立て方式の確定拠出年金です。年金者が加入者・受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。また、毎年6月末までに「付利通知」で個人ごとの積立・運用状況をお知らせします。

保険料の額は自由に
決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます（月額2万円を基本とし、最高8万7千円まで千円単位で選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて、いつでも見直すことができます。

80歳までの保障が付いた
終身年金です

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなつた場合でも、死亡した翌月から 80 歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

+ 認定農業者などの扱い手には、
保険料の国庫補助があります

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助(政策支援)があり、基本保険料2万円のうち最高半額、生産で最大216万円の補助を受けることができます。

に従事する人は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を守っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

解退は自由です。解退一時金は支給されませんが、加入期間にかかるらず、それまでに支払った保険料は得失二年金として受け取れます。

旧制度の加入者が特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

◆こんな人が加入できます◆



・公的年金ならではの税制上の
優遇措置があります

支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となり、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。

卷之三

*農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。

地元農家の地元農家による 地元のための「うすい市」開催中



四季菜広場も頑張っています。

大生院営農推進会（会長・野口和也）では、地域活性化対策のひとつとして地元農家に呼びかけ、うすい市部会が結成されました。平成十八年四月にオープンし、毎週土曜日の朝八時から十時半までの間、JA新居浜市大生院支所駐車場にて開催しております。地元農家の栽培した安心・安全な農産物を、その匂ごとに直接提供しています。

出品農産物は、米とその加工物だけは禁止していますが、様々な野菜や果実、漬け物などが出品されており、品揃えは豊富です。農家の家庭菜園の余りがお金になるだけでなく、農産物の販売を通じて地元消費者と直接いろいろな話をしながら交流が図られています。地域に定着した産直市として大いに期待されています。

秋・冬野菜は天候に恵まれ順調に生育しており、消費者の皆さんに、旬のおいしい農産物を食べてもらうため、あかがね市部会員は生産する作物の栽培履歴を記帳し、消費者の皆さんへの安全・安心に努めています。

地元の新鮮な農産物を、安心して食べてもらうため、あかがね市部会員は生産する作物の栽培履歴を記帳し、消費者の皆さんへの安全・安心に努めています。

秋・冬野菜は天候に恵まれ順調に生育しており、消費者の皆さんに、旬のおいしい農産物を食べてもらうため、あかがね市部会員は生産する作物の栽培履歴を記帳し、消費者の皆さんへの安全・安心に努めています。

問い合わせ
JA新居浜市
TEL 37-1110

地産地消

地元の食材を学校給食に！

「地産地消」とは、地域生産地域消費の略字で地元で生産されたものは地元で消費する、逆に地元で生産する、という意味の言葉です。

地元の農家の皆さんが、一生懸命作った食材を、これから的新居浜市を担う子供達に食べていただきたいと思います。



野菜を作る欲び

(澤田眞生農業委員)

学校給食においては、良い野菜を作り子どもたちに喜んで食べていただくことを一番と思っています。

毎朝早く白菜、キャベツの苗床を見て周り、定植の時期を考えていますが、天候に左右されるためなかなか計画通りにはいきません。

今年は植付適期に雨が続き、約十日程度遅れました。



生産地下家町

収取りした新鮮な野菜を消費者に届けることを心掛けています。



夫婦で頑張ってます。おいしい野菜を食べてください。



これが、栄養たっぷりのキャベツになります。楽しみ！(^-^)/

農地パトロールを実施しました

平成18年8月から11月の間、各地区において農地パトロールを実施しました。農地パトロールでは、遊休農地の発生防止・解消対策や農地の無断転用防止を目的として、各地区的農業委員を中心に、事務局職員及び関係機関の協力を得て行いました。



遊休農地に季節の花を植えてみませんか？



農地を適正に管理しましょう！

農地は、農業者にとって重要な財産であるとともに農業生産、農業経営の基礎です。遊休化や耕作を放棄すると、農地としての重要な役割を果たせないばかりか、周辺環境への悪影響なども考えられます。



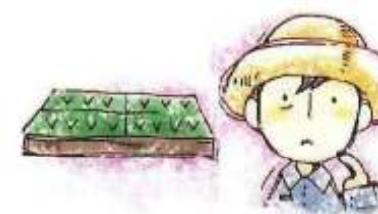
農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物の価格低迷等の理由で遊休農地が増加しています。

遊休農地現地調査集計結果 (調査期間：平成16年11月26日～平成17年1月31日)

支 所	遊 休 農 地	企画地に占める遊休農地の割合	
		筆数	面積(㎡)
1 本 所	43	25,763	2.75%
2 高 津	18	12,442	1.33%
3 堀 生	79	33,822	3.75%
4 神 郷	63	33,074	2.24%
5 多 喜 浜	154	130,475	11.07%
6 船 木	126	68,874	3.46%
7 角 野	70	40,524	3.64%
8 泉 川	135	85,341	6.24%
9 中 薩	231	180,446	6.23%
10 大 生 院	73	58,157	4.09%
11 大 島	—	—	—
12 別 子 山	—	—	—
合 计	992	668,818	4.18%

農地は無断で転用できません。
県知事の許可が必要です。

農地転用許可制度



農地転用とは…？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。

一時的な農地転用は…？

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舎、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可が必要です。

対象になる農地は…？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として活用できる状態である限り農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、耕作の目的に供されている土地も農地とみなされます。

無断転用には厳しい罰則！

違反者には最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処せられます

- 農地転用等の許可是農業委員会で審議した後、県知事へ連達します。
- 許可が下りるまでには約2ヵ月は必要です。
- 農業委員会は毎月開催しています。
- 申請の締め切りは毎月15日です。

転用の手続き、ご相談は農業委員会へ 〒 65-1313